

青森県報

第三千四百四十五号

平成二十一年
十月七日
(水曜日)

目 次

告 示

| | | |
|---------------------------------|---------|---|
| 障害者自立支援法による自立支援医療機関の指定 | （障害福祉課） | 一 |
| 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の所在地の変更の届出 | （同） | 一 |
| 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定の辞退 | （同） | 二 |
| 障害福祉サービス事業者の指定 | （同） | 二 |
| 基本測量の実施 | （監理課） | 三 |
| 右 同 | （同） | 三 |
| 公共測量の実施 | （同） | 三 |
| 道路の区域の変更 | （道路課） | 三 |
| 公 告 | | |
| 特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告 | （県民生化課） | 四 |
| 右 同 | （同） | 四 |
| 出先機関 | | |
| 土地改良区の定款変更の認可 | （中南地域） | 四 |
| 右 同 | （西北地域） | 五 |
| 土地改良区の役員就任及び退任 | （西北地域） | 五 |
| 右 同 | （同上） | 五 |

告 示

青森県告示第六百四十五号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十一年十月七日

青森県知事 三 村 申 吾

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|---------------------|-----------------------|-----------|
| あじがさわ訪問看護ステーションしあわせ | 西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字ニツ沢五〇の六 | 平成二〇・一 |

青森県告示第六百四十六号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関（精神通院医療）から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十一年十月七日

青森県知事 三 村 申 吾

| 区 分 | 名 称 | 所 在 地 | 変 更 年 月 日 |
|-----|---------|------------------|-----------|
| 変更前 | なんぶ中央薬局 | 三戸郡南部町大字沖田面字千刈四七 | 平成二〇・九 |
| 変更後 | | 三戸郡南部町大字沖田面字千刈五二 | |

| | | | | | |
|------------|-----------------|----------|--------|------------------|---|
| 社会福祉法人のぞみ会 | 八戸市大字大久保字大山二二の〇 | 就労移行支援 | 第二のぞみ園 | 八戸市大字大久保字重右工門窪の九 | " |
| 社会福祉法人のぞみ会 | 八戸市大字大久保字大山二二の〇 | 就労継続支援B型 | 第二のぞみ園 | 八戸市大字大久保字重右工門窪の九 | " |

青森県告示第六百四十九号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年十月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 作業種類

基本測量（地理識別子整備業務）

二 作業期間

平成二十一年九月二十八日から平成二十二年三月二十六日まで

三 作業地域

- 青森市
- 八戸市
- 十和田市
- 三沢市
- むつ市

青森県告示第六百五十号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年十月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 作業種類

基本測量（基盤地図情報整備業務）

二 作業期間

平成二十一年十月二十七日から平成二十二年三月二十六日まで

三 作業地域

- 七戸町
- 六戸町

青森県告示第六百五十一号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年十月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

- 三沢市

二 測量の種類

公共測量（画地出来形確認測量、基準点測量）

三 測量の期間

平成二十一年六月二十七日から同年十二月二十五日まで

四 測量の地域

- 三沢市中央町二丁目、三丁目の各一部

青森県告示第六百五十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十一年十一月六日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月七日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | | | | | | |
|---|-------------|-----------------------------------|-------|------------|---------------------------|-----------|----|
| 1 | 国 道 二八〇号 | 青森市大字後潟字大原四四から 青森市大字後潟字平野三の一まで | 変更の区間 | 変更の 前後別 | 敷地の幅員 | 敷地の延長 | 備考 |
| | | | | 前 | 七・三三メートルから 一五・一五メートルまで | 四三・九〇メートル | |
| | | | | 後 | 七・三三メートルから 七・七六メートルまで | 三九・四〇メートル | |

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十一年十月七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日
平成二十一年九月四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人手箱の会
- 三 代表者の氏名
伊丸岡 英一
- 四 主たる事務所の所在地
八戸市城下一丁目一の六
- 五 定款に記載された目的
この法人は、地球の健康を守る、をテーマに地域住民と共同で資源の再利用活動を行うことにより、安心と安全の生活が確保され、環境の保全に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証

の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十一年十月七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日
平成二十一年九月十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人三戸地域資源発掘会議おっほの会
- 三 代表者の氏名
西國 日出子
- 四 主たる事務所の所在地
三戸郡三戸町大字川守田字関根川原七五の一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、三戸町及びその周辺地域の環境保全、歴史・文化を後世に残す為の事業を行い、人材育成や雇用の促進または青少年の健全育成を図り、全ての人が豊かに健やかに暮らせる地域社会の実現を目指し、地域づくりの活性化に寄与することを目的とする。

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、青女子堰土地改良区の定款の変更を平成二十一年七月十六日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十一年十月七日

中南地域県民局長 佐藤 修

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、十三湖土地改良区の定款の変更を平成二十一年七月八日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十一年十月七日

西北地域県民局長 藤本 正雄

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、十和田土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十一年十月七日

上北地域県民局長 丸井 幸悦

| 役員 の 区 別 | 氏 名 | 住 所 | 就 任 及 び 退 任 の 年 月 日 |
|-------------------|--------|--------------------|--|
| 理 事 | 竹ヶ原 幸光 | 十和田市大字相坂字長漕四〇の一 | 平成 三・四・一就任 |
| " | 苫米地 弘美 | " " 字相坂七八 | " |
| " | 戸沢 儀貞 | " " 字箕輪平一六九の一 | " |
| " | 畑山 昭雄 | 大字切田字横道一五 | " |
| " | 久田 伸一 | 上北郡六戸町大字犬落瀬字高見九四の二 | " |
| " | 國分 勝雄 | 十和田市大字藤島字藤島二三 | " |
| " | 滝沢 惣吉 | 大字切田字堰向五六の二 | " |
| " | 平舘 龍太郎 | 大字相坂字高見一二五 | " |

高舘 孝

竹ヶ原 伸哉

岡田 良平

山崎 市松

國分 弘志

竹ヶ原 幸光

苫米地 弘美

戸沢 儀貞

畑山 昭雄

小山田 通政

久田 伸一

國分 勝雄

滝沢 惣吉

平舘 龍太郎

高舘 孝

平舘 賢一

山崎 市松

岡田 良平

| 役員 の 区 別 | 氏 名 | 住 所 | 就 任 及 び 退 任 の 年 月 日 |
|-------------------|--------|--------------------|--|
| 監 事 | 高舘 孝 | 上北郡六戸町大字犬落瀬字高舘八二の三 | " |
| " | 竹ヶ原 伸哉 | 十和田市大字相坂字小林二六〇の二 | " |
| " | 岡田 良平 | 上北郡六戸町大字折茂字畑刈下七二 | " |
| " | 山崎 市松 | 上北郡おいらせ町瓢一二の一 | " |
| " | 國分 弘志 | 十和田市大字藤島字藤島五 | " |
| 理 事 | 竹ヶ原 幸光 | 十和田市大字相坂字長漕四〇の一 | 三・三退任 |
| " | 苫米地 弘美 | " " 字相坂七八 | " |
| " | 戸沢 儀貞 | " " 字箕輪平一六九の一 | " |
| " | 畑山 昭雄 | 大字切田字横道一五 | " |
| " | 小山田 通政 | 大字相坂字小林二二〇の一 | " |
| " | 久田 伸一 | 上北郡六戸町大字犬落瀬字高見九四の二 | " |
| " | 國分 勝雄 | 十和田市大字藤島字藤島二三 | " |
| " | 滝沢 惣吉 | 大字切田字堰向五六の二 | " |
| " | 平舘 龍太郎 | 大字相坂字高見一二五 | " |
| " | 高舘 孝 | 上北郡六戸町大字犬落瀬字高舘八二の三 | " |
| 監 事 | 平舘 賢一 | 十和田市大字藤島字川原田五七の二 | " |
| " | 山崎 市松 | 上北郡おいらせ町瓢一二の一 | " |
| " | 岡田 良平 | 上北郡六戸町大字折茂字畑刈下七二 | " |

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、大豆田土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十一年十月七日

上北地域県民局長 丸井 幸悦

| | | | |
|-----|--------|------------------|------------------|
| 理 事 | 菊池 國廣 | 上北郡横浜町字家ノ前川目二八の二 | 平成 三・四 九就任 |
| 理 事 | 沢谷 秀廣 | 字中畑六二の三 | |
| 理 事 | 坂下 勝美 | 字川尻四〇の一 | |
| 理 事 | 鳥山 義広 | 字有畑五三 | |
| 理 事 | 澤谷 政夫 | 字中畑四一の二二 | |
| 理 事 | 大沢 弘悦 | 字茅平五六の五 | |
| 理 事 | 太田 岩男 | 字大豆田五五の二 | |
| 理 事 | 菊池 清助 | 字中畑四七の二 | |
| 理 事 | 沢谷 松大 | 字川尻三七の一 | |
| 理 事 | 山道 石次郎 | 字茅平二二の三 | 三・四 八退任 |
| 理 事 | 菊池 國廣 | 字家ノ前川目二八の二 | |
| 理 事 | 大沢 弘悦 | 字茅平五六の五 | |
| 理 事 | 太田 芳美 | 字大豆田五五 | |
| 理 事 | 沢谷 秀廣 | 字中畑六二の三 | |
| 理 事 | 鳥山 義広 | 字有畑五三 | |
| 理 事 | 澤谷 政夫 | 字中畑四一の二二 | |
| 理 事 | 坂下 勝美 | 字川尻四〇の一 | |
| 理 事 | 菊池 清助 | 字大豆田九七の四 | |

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭